

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

令和 7 年度決算に基づき算定した資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

資金不足比率

(令和7年度決算に基づく資金不足比率)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条
第2項の規定に基づく資金不足比率

(単位：％)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。



那 監 第 21 号
令和 8 年 7 月 31 日

那覇市長 知 念 覚 様

那覇市監査委員

同

同

同

新 垣

宮 城

城 間

比 嘉

淑

博

哲

貞

登



令和 7 年度決算に基づく資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第 1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和 2 年那覇市監査委員告示第 1 号）

第 2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定による資金不足比率審査

第 3 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 4 審査の着眼点

資金不足比率は正確に算定されているか。

第 5 審査の主な実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定されているかを検証するため、決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第 6 審査の期間、日程及び実施場所

- 1 期 間 令和 8 年 6 月 8 日から同年 7 月 27 日まで
- 2 日 程 令和 8 年 6 月 18 日 事務局職員による予備審査
令和 8 年 7 月 7 日 監査委員審査
- 3 場 所 那覇市上下水道局

第 7 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるものと認められる。

資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足は生じていない。

会 計 区 分	資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0%
下 水 道 事 業 会 計	—	

(注) 1 資金不足が生じていない場合は、資金不足比率を「—」で表示する。

2 経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。